第18講　明治時代Ⅰ

1　戊辰(ぼしん)戦争

①戊辰戦争（1868年～69年）

1867年12月　王政復古の大号令

小御所会議

1868年１月　**鳥羽・伏見の戦い**により**戊辰戦争開始**

２月　東征大総督有栖川宮熾仁親王(ありすがわのみやたるひと)率いる東征軍，江戸へ向け進軍。

☆**相楽総三**(さがらそうぞう)らの**赤報隊**(せきほうたい)も，年貢半減令を掲(かか)げ東山道〔中山道〕を進軍。のち新政府の方針転換により“偽(にせ)官軍”として処刑される。

４月　**江戸無血**(むけつ)**開城**

☆旧幕臣山岡鉄舟(てっしゅう)が尽力(じんりょく)，新政府の東征軍参謀(さんぼう)西郷隆盛と旧幕府の勝海舟が会談し決定。

５月　**奥羽越**(おううえつ)**列藩同盟**の成立

☆東北・北陸諸藩が結んだ反新政府軍事同盟。

彰義隊(しょうぎたい)の鎮圧〔**上野**(うえの)**戦争**〕

☆上野寛永寺(かんえいじ)で大村益次郎(ますじろう)（長州藩）らの新政府軍が鎮圧。

７月　長岡城の戦い

☆河井継之助(つぐのすけ)（長岡藩）らが新政府軍に抵抗。

９月　**会津藩降伏**　〔**会津戦争**〕

☆**白虎隊**(びゃっこたい)などが壊滅，会津若松城の藩主松平容保(かたもり)は降伏し，奥羽越列藩同盟も崩壊。

1869年５月　**五稜郭**(ごりょうかく)**の戦い**〔**箱館戦争**〕

☆**榎本武揚**(えのもとたけあき)（旧幕臣）らが降伏し，**戊辰戦争は終結**。

---

②戊辰戦争における新政府の財源

A　御用金(ごようきん)の徴収

三井組・小野組（京都），鴻池家(こうのいけ)（大坂）など。

B　**不換**(ふかん)**紙幣の発行**

太政官札(さつ)（1868年）と**民部省札**（1869年）。

☆由利公正(ゆりきみまさ)（越前藩）の建議。

２　明治維新

①“御一新（ごいっしん）”の基本方針

A　**五箇条の誓文（せいもん）**(1868年３月14日，京都御所紫宸殿（ししんでん）にて)

あ　成立過程

由利公正(越前藩)が起草⇒福岡孝弟（たかちか）(土佐藩)が修正⇒木戸孝允（たかよし）(長州藩)が加筆修正。

い　内容

公議輿論（こうぎよろん）〔世論〕の尊重，開国和親，天皇親政など。

☆武力倒幕派(岩倉具視・薩摩藩・長州藩など)が，公議政体派(土佐藩・越前藩など)を抑えつつも欧米列強の支持を得ようとしたため，開明的な内容となっている。

B　**五榜（ごぼう）の掲示**(1868年３月15日)

あ　定（じょう）３札(永世の定法（じょうほう）)

・五倫（ごりん）の道(儒教の倫理)を正す

・**徒党・強訴（ごうそ）・逃散（ちょうさん）の禁止**

・**切支丹（キリシタン）邪宗門の禁止**

い　覚（おぼえ）２札(一時の掲示)

・万国公法の履行（りこう）(外国人殺傷の禁止など)

・脱藩浮浪の禁止

う　形式

全国の民衆への新政府の基本姿勢を**高札（こうさつ）**で示す。

☆旧幕府の対民衆政策をそのまま引き継いでいた。

C　**政体書**(1868年閏（うるう）４月)

あ　成立の過程

アメリカ合衆国憲法を模倣，福岡孝弟(土佐藩)・副島種臣（そえじまたねおみ）(肥前藩)が起草。

い　内容

・中央集権(**太政官（だじょうかん）七官制**)

☆三職筆頭の総裁を廃止。地方は府藩県三治制とする。

・**形式上の三権分立**と議事制度の採用

☆立法機関の**議政官**(上局〔議定・参与〕・**下局〔貢士〕**)，行政機関の行政官，司法機関の刑法官を設置。

☆のち議政官の下局は公議所⇒集議院(1869年)となる。

・**高級官吏の４年ごとの互選制**(１度のみ実施)

☆実際には，有力公家や雄藩藩士が重要官職を独占する体制であった。

D　**東京遷都(1869年)**

1868年７月　江戸を**東京**と改称

８月　明治天皇即位の礼

９月　**明治と改元，一世一元の制を採用**

1869年３月　**事実上の東京遷都**

---

②版籍奉還(1869年)⇒木戸孝允(長州藩)・大久保利通(薩摩藩)らが建議

藩主が領地・人民を天皇に返還し，新政府が全国の支配権を形式上その手に収めた。

1868年閏４月　府藩県三治制

1869年　１月　**薩長土肥４藩主の版籍奉還**

６月　**全藩に版籍奉還命令**

☆旧藩主は世襲制の**知藩事**となり，**そのまま藩政にあたる。**

☆知藩事には石高にかわる**家禄**(年貢収入の10分の１)を支給。

---

③廃藩置県(1871年)

1871年　２月　**薩長土**の３藩より**御親兵**を徴集

７月　**廃藩置県**の詔⇒１使３府302県を設置(年末に**１使３府72県**)

☆**中央から派遣される府知事・県令**〔県知事〕**による中央集権体制が確立**。知藩事は罷免，家禄と華族の身分が保証されたうえで，**東京移住**となった。

☆諸藩の貢租は新政府の手に移ったが，同時に多額の負債も引き継ぐこととなった。

３　中央政府の整備

①官制の改革

A　経過

1867年　三職〔総裁・議定（ぎじょう）・参与（さんよ）〕(王政復古の大号令による)

1868年　太政官七官制　　　　　(政体書による)

1869年　太政官二官六省制　　　(版籍奉還後の改革による)

☆祭政一致（さいせいいっち）・天皇親政の方針から大宝令の形式を復活，**神祇官（じんぎかん）を太政官の外に置く。**

1871年　太政官三院制　　　　　(廃藩置県後の改革による)

☆**正院**(**最高機関**，太政大臣・左右大臣・**参議**)，**左院**(**立法機関**)，**右院**(省務の協議機関，各省の長官（ちょうかん）〔卿（きょう）〕・次官（じかん）〔大輔（たいふ）〕)。

☆**神祇官は神祇省に格下げ**，民部省を廃止。

B　**藩閥政府**の形成⇒いわゆる**薩長土肥（さっちょうとひ）**

あ　**公家**

三条実美（さねとみ）(太政大臣)，**岩倉具視(右大臣)**ら。

い　**薩摩**

大久保利通，**西郷隆盛**，**黒田清隆**，**松方正義（まさよし）**，西郷従道（つぐみち），大山巌（いわお）ら。

う　**長州**

木戸孝允，**伊藤博文**，**井上馨（かおる）**，**山県有朋（やまがたありとも）**ら。

え　**土佐**

板垣退助，**後藤象二郎**，佐々木高行（たかゆき），福岡孝弟ら。

お　**肥前**

大隈重信（おおくましげのぶ），**江藤新平**，副島種臣，大木喬任（おおきたかとう）ら。

②軍制の整備

1869年　兵部省の設置⇒**大村益次郎（長州藩）の尽力**

☆しかし大村はこの年，不平士族に暗殺される。

1871年　**御親兵**の徴集

☆のち近衛兵さらに近衛師団へと発展し，天皇の警護にあたる。

鎮台の導入

☆４鎮台（東京・大阪・東北・鎮西）の設置。

1872年　兵部省を廃止し**陸軍省・海軍省**に分離

徴兵告諭の発布⇒**山県有朋（長州藩）の尽力**

1873年　**徴兵令の発布⇒国民皆兵**を目標に**満20歳の男子から選抜し３年間徴兵**

☆兵役免除規定（**戸主・嗣子**・養子，官吏・学生，**代人料**270円を納める者など）が多く，**実際には庶民の二男以下にのみ適用された。**

☆士族の不満や農民の**徴兵令反対一揆〔血税騒動〕**もあった。

鎮台の増設

☆６鎮台（東京・大阪・仙台・熊本・名古屋・広島）とする。

---

③官庁の新設

1869年　**開拓使**の設置

☆蝦夷地を**北海道**と改称，その開拓と経営を担う。

1870年　**工部省**の設置

☆殖産興業政策を推進，**初代工部卿は伊藤博文（長州藩）**。

☆1885年に内務省に吸収。

1871年　**文部省**の設置

☆教育制度の整備を推進，**初代文部卿は大木喬任（肥前藩）**。

1873年　**内務省**の設置

☆**殖産興業・警察事務・地方行政を統括，初代内務卿は大久保利通（薩摩藩）**。

1874年　東京に**警視庁**を設置⇒川路利良（薩摩藩，初代大警視）の建議

☆邏卒を巡査と改称。

４　四民平等

男女の差別はあったが，共通の義務をもつ「国民」が形成された。

①四民平等

A　身分制度の撤廃（1869年）

あ　**華族**（公家・大名）

☆経済的な特権あり。

い　**士族**（武士）

☆特権は徴兵令・秩禄処分・廃刀令によりすべて消滅。

☆当初，足軽など微禄（びろく）の武士出身者は「卒（そつ）」とされた。

う　**平民**（農・工・商など庶民）

☆当時の全人口約3300万人の９割以上。

B　形式的な平等政策

あ　**平民にも苗字（みょうじ）〔名字〕を許可**

い　**平民と華族・士族との結婚を許可**

☆しかし，華族・士族意識は強烈に残存。

う　**平民の移住・職業選択の自由**

え　解放令〔賤称（せんしょう）廃止令〕（1871年）

☆えた・ひにんなどの呼称を廃止し平民としたが，“**新平民**”という差別的呼称も残存し，形式的なものに過ぎなかった。

☆また，従来は彼らに許されていた特定の職の営業独占権がなくなり，逆に教育・兵役の義務が加わったので，生活はかえって苦しくなった。

参考：**アイヌ**の立場

1878年　アイヌを“旧土人（きゅうどじん）”とする

1899年　**北海道旧土人保護法**の制定

☆保護地に集住，農業に従事させるなど同化政策をとった。

☆**1997年にアイヌ文化振興（しんこう）法**〔**アイヌ新法**〕が制定されるまで継続。

C　**戸籍法（1871年）**

翌**1872年**，全国民の苗字と名前を登録（**壬申（じんしん）戸籍⇒初の近代的全国戸籍**）。

☆華族・士族・平民の族籍を記載したため，差別の温存につながった。

②士族の解体

A　**秩禄**〔家禄・賞典禄〕の整理

財政負担(歳出の約30%)の解消をはかる。

1873年　秩禄奉還の法

☆希望者に対し秩禄の支給を止めるかわりに一時金を支給，約３分の１を整理。

1875年　米の現物支給から現金支給〔金禄〕へと転換

1876年　秩禄処分

☆受給者に対し年間支給額の５～14年分にあたる**金禄公債証書**を与え，秩禄を全廃。同年の**廃刀令**と合わせ，士族はすべての特権を失った。

☆華族＝１人平均６万円余り，士族＝１人平均約500円。

B　**士族授産**⇒資金の貸し付けや就職の斡旋など

あ　官吏・巡査・教員など

い　帰農

う　**「士族の商法」**

☆売却した金禄公債証書を元手に慣れない商売に手を出し，失敗して没落する者も多かった。

え　**屯田兵**

☆**北海道開拓**事業の一貫，1874年～1904年。

C　**不平士族**の抵抗

四民平等・徴兵令・秩禄処分・廃刀令によりすべての特権を失い動揺。

あ　**言論による抵抗⇒自由民権運動**

い　**武力による抵抗⇒士族の反乱**

５　地租改正

①目的

安定した財源の獲得，近代的土地私有の創出。

---

②前提

1871年　田畑勝手作りを許可〔作付制限令の撤廃〕

1872年　田畑売買を許可　〔田畑永代売買の禁令の撤廃〕

地価を定め地券〔壬申(じんしん)地券〕を発行

☆地券は原則として従来の年貢負担者に交付され，年貢を受け取る知行権を内容とする封建的土地制度は解体した。

☆1886年，登記法(とうきほう)の公布により意義を失い地券制度は廃止となる。

---

③実施

1873年　地租改正条例

☆1880年ごろまでに，山林・原野(げんや)を除きほぼ完了。

---

④要点

A　**課税基準**

不安定な**収穫高**(石高)⇒一定した**地価**(地方官の査定により決定)へ

B　**納入方法**

物納　(米・貨幣など)⇒**金納(地租は地価の３％)**へ

C　**納税者**

村請制(むらうけせい)〔本百姓〕　⇒**地主〔地券所有者〕**と確定

D　その他

あ　山林・原野などの**入会地(いりあいち)のうち所有権を立証できないものは官有地に編入**

☆地租改正反対一揆の一因となる。

い　地価の１％を地方税である**民費**として金納

---

⑤影響

A　**政府**

ひとまず安定した税収を確保し，財政の基礎が確立。

☆従来の年貢収入を維持する方針で実施。

B　**地主〔地券所有者〕**

土地所有権が確立。**地租は定額で固定されているため，米価高騰（こうとう）により利益は増大。**

☆**寄生地主制**の発生。

C　**自作農**

土地所有権は確立したが，**高率の地租に苦しみ**小作人に転落する者が増加。一部は低賃金労働者として都市に流出。

D　**小作農**

高率の現物小作料により貧窮（ひんきゅう）。一部は低賃金労働者として都市に流出。

E　**地租改正反対一揆**の多発

茨城県の茨城大一揆〔真壁（まかべ）騒動〕，三重・愛知・堺・岐阜県の三重・東海大一揆〔伊勢暴動〕（1876年）など

F　**意義**

財政の基礎・近代的税制が確立。地主・自作農の土地所有権が確立し，地租の金納が始まり，農村への商品経済の浸透（しんとう）が進んだ。

６　近代産業の育成

①目標

富国強兵・殖産興業

---

②準備⇒封建的諸制度の撤廃。

A　専売制の廃止，株仲間解散

B　関所・津留（つどめ）・宿駅・助郷（すけごう）制度の撤廃

---

③官庁

A　**工部省（1870年**～85年）

鉄道・造船・鉱山・電信・工作などを管轄。

B　**内務省（1873年）**

勧業・土木・地方行政・警察などを管轄。

---

④指導

のべ３千人におよぶ**お雇（やと）い外国人〔外国人教師〕**の活躍。

---

⑤鉄道⇒大都市と開港場を結びつける

A　**新橋～横浜間（1872年，イギリスの援助）**

☆53分間で首都と開港場を結ぶ“**陸蒸気（おかじょうき）**”。

B　大阪～神戸間（1874年）

C　大阪～京都間（1877年）

---

⑥軍事⇒旧幕藩施設の継承・拡充

東京砲兵工廠（ほうへいこうしょう）（もと関口大砲製作所），大阪砲兵工廠，長崎造船所（もと長崎製鉄所），横須賀造船所（もと横須賀製鉄所），石川島造船所，兵庫造船所など。

---

⑦**通信**⇒のち逓信省の管轄(1885年～)

A　**郵便**

1871年　官営郵便制度の発足⇒前島密の建議

☆東京～大阪間で郵便事業開始。まもなく全国均一料金制を採用し，飛脚制度にかわる郵便網が発達。

1877年　万国郵便連合条約〔UPU〕に加盟

B　**電信**

1869年　**東京～横浜間**

1874年　長崎～小樽間

☆長崎～上海の海底電線を通じ欧米と接続。

C　電話

1877年　輸入

1890年　官営の電話事業開始

---

⑧海運

内務卿大久保利通・大蔵卿大隈重信の保護を受け，**岩崎弥太郎(土佐藩)**設立の**三菱**が躍進。

1870年　藩営の土佐商会を譲り受け九十九商会を創設

1873年　三菱商会と改称

1874年　台湾出兵の軍事輸送に活躍

1875年　郵便汽船三菱会社に拡張発展

1877年　西南戦争の軍事輸送に活躍

1878年　紀尾井坂の変で大久保利通殺害

1881年　明治十四年の政変で大隈重信下野

1885年　日本郵船会社

☆岩崎弥太郎の死後，弟の弥之助が競合相手の**共同運輸会社(政府・三井系)**と合併。

---

⑨農業

A　**駒場農学校**　　(**東京府**)

B　三田育種場　　(東京府)

C　内藤新宿試験場(東京府)

D　**札幌農学校**　　(**北海道**，1876年)

教頭として**アメリカ人クラーク**が赴任しキリスト教にもとづく教育を展開。のち**内村鑑三**・**新渡戸稲造**らを輩出した(＝**札幌バンド**)。

E　安積疏水の開削(福島県)

猪苗代湖の水を郡山盆地に供給。

---

⑩産業

A　製糸・紡績の器械生産を促進

富岡製糸場・**新町紡績所**(**群馬県**)，千住製絨所・品川硝子製造所・深川セメント製造所(東京府)などの**官営模範工場**を設立。

B　勧業政策

1877年　**第１回内国勧業博覧会**(東京上野公園にて)

☆以後，1903年の第５回まで開催。

1885年　農商務省の書記官前田正名が『興業意見』を編纂

---

⑪北海道

開拓次官(**のち長官**)**黒田清隆**が**アメリカ人ケプロン**を顧問として招き，**アメリカ式大農場制度**・畜産技術の移殖をはかる。

1868年　箱館裁判所を設置

1869年　蝦夷地を**北海道**と改称し東京に**開拓使**を設置

1871年　開拓使を札幌に移転

1874年　**屯田兵制度**の開始

1876年　**札幌農学校**を開校し**アメリカ人クラーク**を教頭に招く

1882年　開拓使を廃止し函館・札幌・根室３県体制となる

1886年　３県ともに廃止し**北海道庁**を設置

☆1900年に衆議院議員選挙法を施行。

７　近代的貨幣・金融制度の整備

①近代的貨幣・金融制度の整備

A　**新貨条例**　　　（1871年，伊藤博文の建議）

円・銭・厘の十進法による金本位制確立をはかる。

☆造幣局で**金貨・銀貨・銅貨**を鋳造。

☆実際には金銀複本位制（開港場では貿易銀，国内では不換紙幣を使用）。

B　政府紙幣〔明治通宝札〕の発行（1872年）

太政官札（1868年），民部省札（1869年）に続く不換紙幣を発行。

C　**国立銀行条例**　　（1872年，渋沢栄一の尽力で）

アメリカの**ナショナル=バンク**の制度にならった**民間銀行**を設立。**民間の資本力で兌換紙幣を発行させようとした。**

☆**発行銀行券の正貨兌換を義務付けた**ため，設立は**４行**（**第一国立銀行〔東京〕**など）にとどまる。

D　**国立銀行条例改正**（1876年）

発行銀行券の正貨兌換義務を取り除いたうえ，金禄公債証書を資本金とすることも認められたので，第十五国立銀行〔華族銀行〕をはじめ設立が急増した。

☆第百五十三国立銀行（1879年，京都）まで設立が進む。

---

②政商の成長

三井，**岩崎弥太郎〔三菱〕**，住友，安田善次郎，**古河市兵衛**，**五代友厚**などが政府と結び特権を得た。

☆のちに**財閥**へと成長するものも多かった。

８　明治初期の国際問題

①岩倉使節団（1871年～73年）

A　**目的**

あ　**条約改正の予備交渉**

い　**欧米諸国の制度・文物の視察**

B　**全権**

右大臣岩倉具視を大使に，**大久保利通（薩摩）**，**木戸孝允・伊藤博文（長州）**，山口尚芳（肥前）が副使として随行。

☆新島襄は通訳として，**中江兆民（土佐）**・**津田梅子**・山川捨松らは留学生として使節団に同行。

C　**結果**

欧米視察は一定の成果をあげるが，条約改正の予備交渉は完全に失敗。

☆随行した**久米邦武**は『**（特命全権大使）米欧回覧実記**』を著す。

D　**影響**

この外遊体験が，使節団と留守政府（三条実美・西郷隆盛・板垣退助・江藤新平・副島種臣ら）との対立を引き起こし，**明治六年の政変〔征韓論争〕**が発生する。

---

②清国との関係

1871年　日清修好条規（日本全権⇒伊達宗城　清国全権⇒李鴻章）

☆相互に開港し領事裁判権を認め合うなど，**わが国初の対等条約**だが，日本側は不満で1873年に批准。

琉球漂流民殺害事件

☆**台湾で琉球民が殺害される。**

1872年　**琉球藩**の設置

☆前年に鹿児島県に編入されていた。

☆**尚泰**を藩王とし華族に列したが，宗主権を主張する清国は強く抗議し，この措置を認めなかった。

1874年　台湾出兵〔征台の役〕

☆琉球漂流民殺害事件を理由に**西郷従道**が出兵。木戸孝允はこれに反対し政府から下野。

☆大久保利通が北京で交渉，駐清イギリス公使ウェードの調停により日清互換条款を締結。日本の出兵を正当な抗議と認めた清国が日本に事実上の賠償金として50万両を支払い，決着した。

1879年　沖縄県を設置，琉球処分を完了

☆前アメリカ大統領グラントの調停（先島分島案＝宮古・八重山諸島を清に譲り，清国は日本に西欧並みの権限を与える）は失敗。

☆琉球問題は日清戦争における日本の勝利によって解決（1895年）。

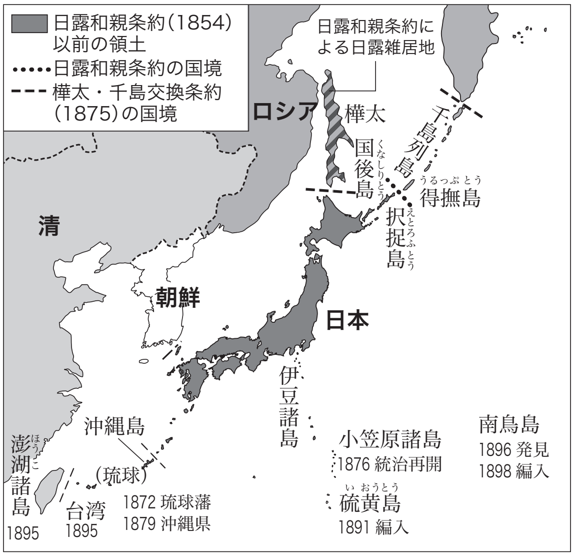

③朝鮮との関係

1873年　**征韓論**⇒武力による朝鮮の開国をめざす

☆欧米視察から帰国した岩倉具視･大久保利通･木戸孝允ら〔内治(ないち)優先派〕に敗れた，留守政府の**西郷隆盛・板垣退助・江藤新平**・副島種臣ら〔**征韓派**〕が**下野(げや)（＝明治六年の政変）**。

1875年　**江華島(こうかとう)事件**

☆日本の軍艦雲揚(うんよう)が朝鮮側を挑発し戦闘に発展する。

1876年　**日朝修好条規**〔江華条約〕**（日本全権⇒黒田清隆）**

☆領事裁判権・関税免除などを承認させた，**日本優位の不平等条約**。

☆釜山(プサン)など３港（のち仁川(じんせん)・元山(げんざん)と決定）の開港と貿易の開始，**清国の宗主権(そうしゅけん)を否定**。

---

④国境の確定

A　**樺太(からふと)・千島(ちしま)交換条約（1875年**，ペテルブルグにて）

日本全権⇒榎本武揚(えのもとたけあき)　露国全権⇒ゴルチャコフ

開拓長官黒田清隆が，北海道開拓事業専念のため樺太の放棄を主張。**ロシアに樺太領有を認める代わりに，日本が千島列島すべてを領有。**

B　**小笠原(おがさわら)諸島の領有**　（1876年）

米･英に対し領有宣言して異議がなかったため，内務省のち東京府が管轄。

第 18 講　確認問題

1　1868 年，会津戦争で降伏した会津藩主とは？

①上杉景勝　②松平慶永〔春嶽〕　③松平容保　④榎本武揚

2　1868 年の五榜の掲示はどのような形式で人々に知らされたか？

①御触書　②高札　③布告　④官報

3　廃藩置県（1871 年）に備え御親兵を徴集された藩として不適切なものを一つ選べ。

①薩摩藩　②長州藩　③土佐藩　④肥前藩

4　1873 年の徴兵令では，満 20 歳以上の男子は何年間徴兵されたか？

①１年　②３年　③５年　④10 年

5　1870 年，初代工部卿となった人物とは？

①大久保利通　②西郷隆盛　③木戸孝允　④伊藤博文

6　秩禄処分と廃刀令が実施された年は？

①1873 年　②1874 年　③1876 年　④1877 年

7　地租の負担は当初地価の何％であったか？

①１％　②2.5％　③３％　④3.3％

8　1872年，新橋～横浜間の鉄道開通を援助した国とは？

①イギリス　②フランス　③アメリカ　④ロシア

9　1869年，初めて電信が開通した区間は？

①東京～横浜　②東京～名古屋　③東京～京都　④東京～大阪

10　1876年，アメリカ人クラークが教頭として招かれた官立学校とは？

①東京大学　②札幌農学校　③工部美術学校　④工部大学校

11　富岡製糸場や新町紡績所があった県とは？

①長野県　②山梨県　③群馬県　④栃木県

12　1872年の国立銀行条例の成立に尽力した人物とは？

①大久保利通　②大隈重信　③井上馨　④渋沢栄一

解答

1	③	2	②	3	④	4	②	5	④
6	③	7	③	8	①	9	①	10	②
11	③	12	④						